

徳島県環境審議会温泉部会 令和3年度第1回会議録

- 1 日時 令和3年6月9日(水) 午後2時～午後3時
- 2 場所 県庁11階 審問室
- 3 出席者 委員7名中 7名出席
1号委員(学識経験者): 石田啓祐委員(部会長:議長), 喜多三佳委員,
※50音順 佐藤智恵美委員, 西山賢一委員(副部会長),
本仲純子委員
2号委員(市町村関係): 井原まどか委員(徳島市),
和田正幸氏(徳永高啓委員欠席のため代理出席)
事務局(薬務課): 佐々木薬務課長, 多田副課長(司会), 近藤課長補佐,
永峰係長, 北山主任主事
- 4 議事 (1) 開会
(2) あいさつ
徳島県保健福祉部薬務課長
徳島県環境審議会温泉部会長
(3) 審議案件 温泉掘削許可申請 1件
申請者氏名 ノヴィルホールディングス株式会社
申請者住所 徳島県徳島市沖浜東3丁目15番地
掘削場所 徳島県小松島市立江町字黒岩11番地3
(4) 閉会

5 議事概要

- 司会 只今から徳島県環境審議会温泉部会を開会いたします。
本日の御出席の委員は、7名でございます。
温泉部会委員総数7名の過半数を満たしておりますので、徳島県環境審議会運営規程第7条第3項の規定により、この部会が成立していることをご報告いたします。
まず、最初に薬務課長からご挨拶を申し上げます。
- 課長 (挨拶)
- 司会 続きまして、徳島県環境審議会温泉部会長からご挨拶を申し上げます。
- 部会長 (挨拶)
- 司会 これから、議事に入りますが、徳島県環境審議会運営規程第7条の規定に基づき部会長が議長として部会の議事を整理することになっておりますので、議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。
- 議長 本日の審議案件は、温泉掘削許可申請が1件でございます。
それでは、審議に移りますが、審議にあたって、まず、申請理由等について申請者に説明をお願いします。
次に、掘削事業者から工法に関する説明、事務局から参考資料に関する説明をお願いします。
その後、今回の案件の現地状況調査の報告を西山委員からお願いします。
その後、質疑応答に移り、環境審議会長への報告事項とりまとめの際は、申請者及びマスコミの方には一端ご退席いただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。
それでは、温泉掘削許可案件について、申請者から説明をお願いします。

申請者 (申請理由等について説明)

議長 どうもありがとうございます。
では、続きまして、掘削業者から説明をお願いします。

掘削業者 (工法に関する説明)

議長 ありがとうございます。事務局からは何かありますか。

事務局 (参考資料に関する説明)

議長 次に、現地調査の報告をお願いします。

委員 (現地調査結果について説明)

議長 只今の申請者等の説明につきまして、委員の質疑をお伺いします。

委員 現在は、井戸は温泉の出が少ない状態で使用しているのか。

申請者 現在は、あらたえの湯田宮店から温泉を運んでいる。

委員 使っていないということですね。

申請者 温泉が上がってこないで、使えないのが現状です。

委員 使用し始めてどのくらいで、このような状況になるのか。
穴を大きくしても、同じではないのか。

掘削業者 もう使い始めて十数年になるのですが、1回目のポンプはすぐにダメになったため2回目のポンプは頻繁に上げ下げを行っていたが、ポンプを上げておくとそのポンプに析出物が付着し、修理できなくなる。
そのため今回は、上から人体に影響のない析出物を溶かす液(中和剤)を点滴するなどのメンテナンスを頻繁に行う予定です。

委員 今の源泉を閉じたときに、そこから可燃性ガスが出てくることはないのか。

掘削業者 ポンプで、温泉をくみ上げたときに可燃性ガスが出てくるので温泉をくみ上げなければ可燃性ガスが出ることはないです。

議長 ありがとうございます。他に質問はございますか。
それでは、ここで意見とりまとめの打ち合わせのため、申請者及びマスコミの方は一端ご退席をお願いします。

＜掘削案件 申請者等退席＞

議長 審議の前に、参考事項として前回の部会以降の温泉関係の進捗状況について、事務局より説明をお願いします。

事務局 報告(前回の審議会以降の許可状況、再分析状況)

議長 それでは、この案件につきまして、委員の御意見をお伺いします。

以前、掘削申請があった国府町と、今回の小松島の立地について、学校までの距離は同程度なのか。

事務局 直近の石井町の事例では、学校グラウンドまでの距離が50m、校舎までが120mという状況でした。

議長 これまでの申請許可が下りた事例と比べても、今回の場所は学校までの距離が近くはなく、また、ボーリング工法でそれほど大きな音も出ないため影響は少ないと考えられます。
ということで他に意見はございますか。

委員 (意見なし)

議長 この案件につきましては、「申請どおり許可することが妥当である。」として環境審議会会長へ報告してよろしいか。

委員 (異議なし)

議長 ありがとうございました。それでは、その様にさせていただきます。

<申請者等入室案内>

議長 それでは再開させていただきます。
環境審議会会長への報告事項とりまとめの結果、本案件につきましては「申請どおり許可することが妥当である。」として報告いたします。

以上で、本日の審議事項は終了いたしました。
その他、事務局から何かありますか。

事務局 報告（温泉施設における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインについて）

議長 それでは、これで議事のすべてが終了いたしました。
私も議長の務めを終わらせていただきます。

司会 部会長ありがとうございました。最後に、薬務課長から、お礼の挨拶を申し上げます。

課長 (挨拶)

司会 これを持ちまして、本日の徳島県環境審議会温泉部会を閉じることにいたします。